

合理的配慮の提供事例報告書【小学校】

事例の概要

肢体不自由特別支援学級に在籍するA市立B小学校1年生C児は、療育手帳Aと身体障害者手帳1種1級を保持し、てんかん発作も有する重度重複障害児である。鼻腔からの経管栄養と臨時の吸引が必要である。他者の呼びかけに対して笑顔を見せたり、声を出して笑うこともあるが、明確な意思表示はできにくい。日常生活においては移動や排泄等は全介助が必要である。教育支援委員会の判定では、肢体不自由特別支援学校相当の判定を受けたが、保護者や学校、教育委員会を交えた協議の末、特別支援学級を選択した。

新年度になり医療的ケアのための看護師配置と特別支援学級における重度重複障害児の教育課程編成等、特別支援学校のセンター的機能や医療機関等と随時連携しながら支援体制を整備してきた。保護者、学校、教育委員会、関係機関が連携して合理的配慮を提供することで、児童も安心して学校に通えるようになり、心身共に成長していることを保護者とも共通認識ができている事例である。

1 対象児童の障害種

肢体不自由

2 障害の程度

該当(肢体不自由)

※学校教育法施行令22条の3に該当か非該当か

3 在籍状況

小学校・特別支援学級

4 学年

小1

5 対象児童の実態

最重度知的障害で身障者手帳1種1級を保持。
日常生活は全介助が必要。
体調や気候の変化により、てんかん発作が起こる。
意思表示は明確ではないが、教師からの働きかけに応じて笑顔が出たり、身体を動かしたりする。

6 対象児童についての合意形成に至るまでの経緯

(1 誰からの申し出か 2 申し出の内容 3 連携、調整した関係機関 4 合意形成に至った結論)

進学前に保護者より地域の通常の学校の特別支援学級に進学させてほしいとの申し出があった。教育支援委員会の判定を保護者に伝える際、教育委員会の担当者も同席し、特別支援学校のコーディネーターの観察情報や就学前の療育施設の情報も得て、判定結果を元にしながら話し合いを進めた。通常の学校と特別支援学校の長所や短所を明確にした上で、保護者に選択を促した。通常の学校への進学を決められた際には、通常の学校でできること、できにくいことを明確にした上で、できにくいことがあれば保護者の協力が必要であることを確認し通常の学校への進学が決定した。

7 基礎的環境整備の視点と概要

基礎⑥ 専門性のある教員、支援員等の人的配置

重度重複障害児を指導した経験のある指導者を配置した。また、関係機関と連携を図りながら医療的ケアを実施する看護師を配置した。

基礎② 専門性のある指導体制の確保

特別支援学校のセンター的機能や福祉機関のセラピスト等にも来校してもらい、身体の動きやコミュニケーションに視点を当てた自立活動の指導やポジショニング等の指導を教師が受けた。

8 合理的配慮の観点と概要

合理②-1 専門性のある指導体制の整備

学期に1回はC児に関わる全ての関係者が集まり、学期の取り組みの成果と課題について意思統一をし、来学期に向けての支援体制の改善等を行った。
医療的ケアについては、大学とも連携し、医療的ケアに詳しい専門家に来校してもらい、教職員対象に研修会を開催した。

合理②-3 災害時等の支援体制の整備

誤嚥等の緊急事態が発生した場合に学校側がどのように対応するかについて、主治医に新たに意見書を作成してもらったり、受け入れ先の病院や消防本部へ事前に情報提供をするなどの手立てを行ったりした。今後、緊急事態を想定し、個別緊急対応訓練を実施する予定である。

9 成果と課題

本市以外にも医療的ケアが必要な重度重複障害のある児童生徒が、特別支援学校ではなく通常の学校の特別支援学級に進学するケースが増えている。就学先に向けて保護者と教育委員会が合意形成を図る場合、「医療的ケアのための看護師が配置できないから」や「前例がない」等の理由で、「特別支援学校相当」という判定をしたわけではなく、それを理由に保護者に特別支援学校を進めることは不適切である。

通常の学校と特別支援学校との長所と短所を明確にした上で、最大限の情報提供をすることがまず大切である。その上で保護者が最終的に通常の学校を選択された場合、通常の学校でできることとできないことを明確にし、「現在は十分に支援体制を整備することは難しいが、学校と保護者、そして教育委員会が協力をして、改善していきましょう」と保護者に寄り添い、共に協力をしていこうとする体制をいかに構築していくかが重要であると考えられる。